

神戸市告示第 237 号

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 2 項の規定に基づき、形質変更時
要届出区域の指定を次のとおり解除する。

平成 27 年 6 月 15 日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 指定を解除する区域（別図のとおり）
長田区川西通 4 丁目 101 番 18
長田区川西通 4 丁目 101 番 19
長田区川西通 4 丁目 101 番 20 の一部
長田区川西通 4 丁目 101 番 21 の一部
- 2 特定有害物質の名称
六価クロム化合物
鉛及びその化合物
- 3 講じられた措置
土壤汚染の除去

別図

